

令和 年 月 日

波佐見町長 様

申請者(登記名義人)

住 所 波佐見町 郷 番地
氏 名
電話番号

誓 約 書

私は、波佐見町定住奨励金の申請にあたり、次のことを誓約します。

- 1) 波佐見町に転入又は転居し、波佐見町民の一員として定住の意志をもって居住することを約束します。
- 2) 波佐見町定住奨励金交付要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同項の規定並びに第13条第2項の規定に基づく返還決定通知書に従い、既に交付を受けた定住奨励金の全額又は一部を返還します。

(参考)

第11条 奨励金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 奨励金を目的外に使用したとき。
- (3) 交付の要件を欠くに至ったとき。
- (4) 居住を開始した日から5年以内に、生活の本拠地を町外に移したとき。
ただし、同居親族が引き続き居住する場合は除く。
- (5) 居住を開始した日から5年以内に、取得住宅を譲渡したとき。

第13条 第11条第1項に規定する奨励金の返還を命ずる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、第11条第3項の規定が適用された者に係る奨励金の返還額の区分は、奨励金の交付に係る当初の居住を開始した日から起算して波佐見町に通算して居住した年数をもって算定する。

- (1) 虚偽の申請した場合は、奨励金の全額とする。
- (2) 居住を開始した日から1年以内は、奨励金の全額とする。
- (3) 居住を開始した日から1年を超え2年以内は、奨励金の5分の4の額とする。
- (4) 居住を開始した日から2年を超え3年以内は、奨励金の5分の3の額とする。
- (5) 居住を開始した日から3年を超え4年以内は、奨励金の5分の2の額とする。
- (6) 居住を開始した日から4年を超え5年以内は、奨励金の5分の1の額とする。